

# 「法根拠なく、減免継続は好ましくない」

## “「同和減免」継続には 公益性が必要” 県担当課

私、西澤は、4月4日、滋賀県庁の人権施策推進課・課長山口氏および自治振興課の税制担当者と面談。その内、固定資産税の同和減免についての面談のあらましを紹介します。

### 【自治振興課の税制担当者と面談】

2000年9月議会における「固定資産税の同和減免について」と題する中に「今般、県の指導」を受けたことをうかがわせる文言が記してあり、どのような指導を意味するのか見解をたずねました。担当職員は次のように明快に回答してくれました。

1、この同和減免は条例上、明文化されていません。「首長が認める場合」を適用していました。それも、同和対策特別法の根拠があったからです。  
2、原則課税ですから、減免するには「公益性」が不可欠です。災害で被害にあったとか、心身の障害とか。客観的に説明が成り立つものでなければ

なりません。公平の原則がとりわけ要求される税制にあっては、当然の見地です。

3、県下の市町を訪問させていただいて、「減免を行なう法の根拠がなくなり継続するのは好ましくない。継続するのであれば、説明・根拠を明確にしてください」と基本的な指導をしています。

4、その上で、継続するか否かは、その首長さんの政治的・政策的判断があるので、県の担当課としては、そこを越えて規制したり、踏み込むことは出来ない。

5、しかし、住民監査請求や行政訴訟になった場合、耐えることができるかどうか極めて疑問です。県としても責任を維持できません。

以上

固定資産税の同和減免を継続している自治体は、法の根拠なく、公益性・公平性確保がより厳格に求められる税の課税手法において「同和」というだけで、極めて乱暴で、デタラメな「減免」が継続されていることに何ら道理の無いことを教えてくれました。それは、以外にも、私が質問していないにもかかわらず、「住民監査請求や行政訴訟になった場合」の見解まで述べてくれたことにも現れています。



## お元気ですか

2005年4月17日 のぶあきです

【町議会議員西澤伸明の議員だより】

甲良町在士463 Tel.Fax38-4949  
Eメール [info@jcp-nobuaki.com](mailto:info@jcp-nobuaki.com)  
のぶあきホームページ  
<http://www.jcp-nobuaki.com/>

### 【町民Bさんの質問に答えて】

#### 1、固定資産税の同和減免

2000年9月議会・決算審査の資料によれば、

「同和対策事業対象地域の『経済力の培養と生活の安定および福祉の向上』更に『同和対策事業の促進』を図ることから、現在、次の基準で固定資産税の同和対策減免を実施している。」と説明。具体的には以下の通り。

昭和53年から、年限を区切り、家屋について、事業対象物件は80%から50%へ段階的に減額率を下げ、事業対象外の物件は当初から50%の減額。土地については全てを50%の減額としている。

「今般、県の指導及び町の財政健全化計画に基づき、財源確保の一環として減免の見直しを行なうこととし、『12年以降』の部分平成4年度より次の通り改める。」として、事業対象も対象外も、家屋は3年区切りで30%に、土地は「当分の間改正しないが近い将来には段階的に30%減免へと移行する予定である。」

甲良町全体の減免額は11年度 806件・14,110,900円

12年度 819件・12,570,500円

#### 2、国民健康保険税の資産割課税は固定資産税に連動する。

例えば、固定資産税を20万円のところ、10万円に減額されている世帯の場合は国保税が36200円減額される計算です。